

平成 23 年度

奈井江町寿公園 指定管理者募集要項

平成 23 年 11 月 1 日

奈 井 江 町

1 施設の概要

施 設 の 名 称	寿公園
施設の所在地	奈井江町字奈井江
施 設 の 概 要	施設の内容：多目的広場（サッカー場兼ソフトボール場） （有料施設） 多目的広場（芝サッカー場）（有料施設） パークゴルフ場（有料施設） 外 敷 地 面 積：51,000 平方メートル 施設の見取図：資料 1 のとおり。

2 申込資格

- (1) 団体であること。
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - カ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 申込締切日から起算して 1 年以上町内に事務所又は事業所を有する団

体であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 申込期間

(1) 受付期間

平成23年11月1日(火)から同年11月21日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

4 申込書類

(1) 申込書(様式1)

(2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格			書類の内容
2 (1)	法人の場合		・ 法人登記簿の謄本 ・ 団体の定款、寄附行為又はこれに相当する書類
	非法人の場合		・ 団体の規約
2 (2) ア 及 びイ	法人の場合		不要
	非法人の場合		・ 代表者の身分証明書
2 (2) ウ 及び エ			・ 2 (2) ウ 及び エ に該当しない旨の申立書 (様式 2)
2 (2) オ	国税 及び 地方税	納税義務がある 場合	・ 納税証明書 (この要項の配布開始日以降に交付されたもの)
		納税義務がない 場合	・ その旨を記載した申立書 (様式 2)

申込資格	書類の内容
2(3)	・上記2(1)の書類

注 2(3)の申込資格の確認に当たっては、上記の書類と併せて町の税務担当課に提出されている「法人設立設置届出書」によるものとします。申込みをした団体については、申し込んだ時点で指定管理者選定事務担当者が上記書類を閲覧することに同意したものとみなします。

(3) 管理業務の計画書(様式3)

(4) 管理に係る収支計画書(様式4)

(5) 団体の経営状況を説明する書類

- ・前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)
- ・現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに寿公園の管理業務以外の事業を開始する団体のみ)

(6) 団体の活動内容等を記載した書類

- ・事業報告書(作成している場合のみ)
- ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

5 管理運営の考え方

(1) この施設の性格

パークゴルフ場は町内外の多くの愛好者に親しまれており、芝サッカー場は町外団体の利用や大会の会場としても利用されています。町民の憩いの場として、又はレクリエーション及びスポーツ活動の場として、効率的かつ効果的な運営と同時により一層の利用を図られることが期待される施設です。

(2) 供用期間

種 別	供用期間	備考
多目的広場（サッカー場兼ソフトボール場） 多目的広場（芝サッカー場）	5月1日から 10月31日まで	
パークゴルフ場	5月1日から 11月15日まで	毎週月曜日は休みとし、月曜日が祝日の場合は、翌日を休みとする。

必要があると認めるときは、変更することができます。

(3) 開場時間

種 別	開場時間
多目的広場（サッカー場兼ソフトボール場） 多目的広場（芝サッカー場）	午前9時から 午後9時まで
パークゴルフ場	午前8時30分から 午後5時まで

必要があると認めるときは、変更することができます。

(4) 公園の利用の制限に関する事項

ア 奈井江町寿公園条例（平成16年条例第3号。以下「寿公園条例」といいます。資料2）第4条各号に定める場合には、有料施設の利用の承認をすることはできません。

イ 寿公園条例第13条第1項各号に定める場合には、利用許可等の条件を変更し、有料施設の利用の停止を命じ、又は利用許可等を取り消すことができます。

(5) 公園の利用の許可について

ア 制限行為の許可

寿公園条例第6条の規定に基づき、許可等を行ってください。

利用料金については、(6)を参照にしてください。

イ 有料施設の利用許可

寿公園条例第7条第2項に基づき、許可等を行ってください。

利用料金については、(6)を参照にしてください。

(6) 利用料金について

ア 利用料金制度の採用

寿公園においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用します。

イ 利用料金の額

利用料金の額は、寿公園条例別表第 3 (1)及び(3)に定める範囲内において、指定管理者が、町長の承認を得て決定します。

(7) 奈井江町個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、奈井江町個人情報保護条例(平成 17 年条例第 9 号)第 40 条の規定により施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、本町と同等の責務(収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等)が課せられるほか、後日に本町と締結する協定において、本町から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(8) 奈井江町行政手続条例の適用について

指定管理者は、奈井江町行政手続条例(平成 9 年条例第 4 号)第 2 条第 4 号の「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うこととなります。

(9) 奈井江町公文書公開条例の適用について

指定管理者には、奈井江町公文書公開条例(平成 9 年条例第 42 号)第 18 条の規定により、公文書公開の努力義務が課せられるほか、後日に本町と締結する協定において、本町から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

6 管理運營業務

(1) 寿公園の維持及び管理

住民が快適かつ安全に利用できるようにするための施設の修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生的環境の確保、火

災・盗難などの事故・事件の予防等の施設の維持及び管理

(2) 制限行為に関する許可及び変更許可

寿公園条例第6条第1項各号に定める制限行為について、同項の許可及び同条第2項による変更許可

(3) 有料施設の使用許可

寿公園条例第7条第2項に基づく使用許可

(4) 上記許可に係る利用料金の収受

(5) 上記業務に付随する業務

7 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

8 添付資料

(1) 施設の内容(資料1)

(2) 寿公園利用実績(平成21年度～平成22年度)(資料2)

(3) 奈井江町寿公園条例(平成16年条例第3号)(資料3)

(4) 奈井江町公の施設の使用料減免条例(抄)(平成15年条例第19号)(資料4)

(5) 積算参考資料(資料5)

(6) 協定書(案)(資料6)

9 選定基準

(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(5) 地域における住民の声が反映される管理が行われること。

1 0 その他

(1) 様式及び資料のダウンロードについて

この募集要項及び募集要項に関係する様式及び資料は、町のホームページからダウンロードすることができます。また、町の条例規則についても、町のホームページ上から例規集データベースにおいて閲覧することができます。

奈井江町ホームページ：<http://www.town.naie.hokkaido.jp>

(2) 申込者からの聴き取り調査について

必要に応じて、申込者から提出書類の内容について聴き取り調査を行います。詳細は後日ご連絡します。

(3) 選定結果等の公表について

申込書類及び選定結果については、公表する場合があります。

1 1 申込書類の提出先

奈井江町役場 まちづくり課総務係

住所 〒079-0392 空知郡奈井江町本町 1 0 区

電話 0125(65)2111